(別記様式第1号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	鹿嶋市

鹿嶋市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鹿嶋市経済振興部農林水産課 所在地 茨城県鹿嶋市平井 1 1 8 7 - 1 電話番号 0 2 9 9 - 8 2 - 2 9 1 1 FAX番号 0 2 9 9 - 8 4 - 1 2 1 3 メールアドレス nourin1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハシボソカラス、ハシブトカラス、ハクビシ
	ン、アライグマ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	鹿嶋市(特別保護地区を除く)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被	害数值
イノシシ	いも類	[27a]	1,432千円
	稲	[32a]	371千円
	計	[59a]	1,803千円
カラス (ハシボソ・ハシブト)	_	_	_
ハクビシン	野菜	[3a]	84千円
アライグマ	_	_	_

(2)被害の傾向

【イノシシ】

甘藷の食害、水田の畦畔の掘り返しや侵入が増加している。

市西部(北浦側)の地域で、イノシシの目撃・被害が拡大している。

谷津田の周辺や田畑の後背地が手つかずの山林になっており、イノシシが生息・出没しやすい環境にある。

【カラス (ハシボソ・ハシブト)】

市全域に生息し、景観や生活環境への影響があり、農作物への食害やビニールハウスへの被害が懸念される。

【ハクビシン・アライグマ】

市内全域に生息し、主に家庭菜園に食害が出ている。また、民家の屋根裏や縁の下に侵入するなど、住民生活にも影響を及ぼしている。現状、農作物への被害は限定的で、電気柵を設置して被害対策を行っている。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	[59a] 1,803千円	[53a] 1,622千円
カラス (ハシボソ・ハシブト)	_	_
ハクビシン	[3a] 84千円	[2a] 75千円
アライグマ	_	_

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	【イノシシ】	実施隊員の高齢化が進んでい
関する取	令和2年度に鹿嶋市鳥獣被	るため、地域や農業者等も含め
組	害対策実施隊を組織し、有害	た捕獲体制づくりが必要である
	捕獲を強化している。	0
	【カラス(ハシボソ・ハシブト)】	
	鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊	
	で年2回銃器による有害捕獲	
	を実施している。	
	【ハクビシン・アライグマ】	
	鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊	
	で期間を限定して有害捕獲	
	を実施している。	
防護柵の	【イノシシ・ハクビシン・ア	被害拡大に伴い電気柵等の設
設置等に	ライグマ・カラス(ハシボソ	置数については増加しているが
関する取	・ハシブト)】	、高齢化等に伴い休耕地が増加
組	令和2年度から電気柵設置	し、集落全体でみると効率的な
	補助金を交付しており、毎年	設置がなされてない状況がある
	申請件数が増加している。	。このため、集落が一体となっ
		た電気柵設置等の推進が必要で
		ある。
生息環境	・市ホームページ等を通じて	農業者に限らず、地域住民と
管理その	鳥獣の習性、被害防止技術等	一体となった取り組みとするた
他の取組	を周知している。	め、様々な方法で広報活動を行
	・鳥獣被害防止のため、電気	う必要がある。
	柵設置・安全管理に関する講	また、被害地域だけでなく、
	習会を開催している。	各地域ごとに環境整備の啓発を
		行う方法についても、検討する
		必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ・鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を推進する。また、ハクビシン及びアライグマの捕獲活動を推進するため、農業者が主体的に取り組めるよう、わなの貸出や実施隊による捕獲方法の指導などを推進する。
- ・近づけない対策として、電気柵等設置を推進する。
- ・農業者及び市民の参画、地域と連携した取り組みを推進する。 (補助制度による狩猟免許取得者の増員・研修会開催等)
- ・ICTを活用した捕獲活動の推進を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

- 〇鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊
- ・わなの設置、見回りや銃器を使用した捕獲等
- 〇農業者等
- ・わなの設置や見回り(ハクビシン・アライグマに限る)、捕獲に関するサポート

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	イノシシ	・イノシシ用箱わな・くくりわな
令和5年度	カラス	の増設
~	(ハシボソ・ハシブト)	・狩猟免許取得の推進
令和7年度	ハクビシン	・アライグマ及びハクビシン用箱
	アライグマ	わなの貸出

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

その年度毎の被害状況や捕獲実績等をもとに適切な捕獲計画等を設定し、加 害個体を捕獲していく。

特にイノシシの捕獲については、捕獲の実績数や農作物の被害が増加しており、個体数の増加が想定されるため、地域を特定し、集中的に取り組んでいく。また、ハクビシン及びアライグマの捕獲については、農業者が主体的に取り組めるようわなの貸出を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
カラス(ハシボソ・ハシブト)	200羽	200羽	200羽
ハクビシン	5頭	5頭	5 頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容

【イノシシ】

(捕獲手段) 箱わな・くくりわなによる捕獲 (実施時期) 通年

(場所)鹿嶋市西部(北浦側)台地の森林及び谷津田部

【カラス(ハシボソ・ハシブト)】

(捕獲手段) 銃器による捕獲 (実施時期) 2日/年(場所) 鹿嶋市内全域 【ハクビシン】

(捕獲手段) 箱わなによる捕獲 (実施時期) 通年 (場所) 鹿嶋市内全域 【アライグマ】

(捕獲手段) 箱わなによる捕獲 (実施時期) 通年 (場所) 鹿嶋市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

農作物被害防止のためのイノシシの捕獲はわな、ライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鹿嶋市全域	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に
	より権限移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
		5 年度		6 年度		7 年度
イノシシ	電気柵	(ほ場柵)	電気柵	(ほ場柵)	電気柵	(ほ場柵)
ハクビシン アライグマ	延長	5,000m	延長	6,000m	延長	7,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	設置者(農業者)に	設置者(農業者)	設置者(農業者)に
ハクビシン	おいて、管理を実	において、管理を	おいて、管理を実
アライグマ	施する。	実施する。	施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度~	イノシシ	放任果樹の除去、農作物等の残渣の適正処
	ハクビシン	分、耕作放棄地の管理や緩衝帯設置等、地域
	アライグマ	ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりに
		取り組みます。

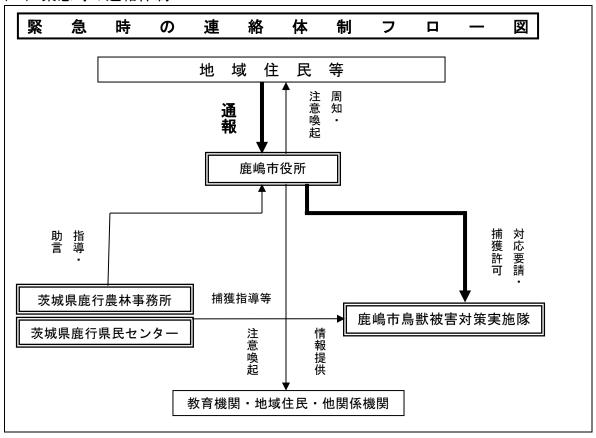
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿嶋市経済振興部(農林水産課)	・狩猟団体への手配要請
	・各機関との連絡調整
鹿嶋市政策企画部	・FMかしま、広報紙による情報提供

鹿嶋市市民生活部	・地域住民等への情報提供(地区回覧、防災無
	線の操作等)
	・捕獲の許可
鹿嶋市教育委員会	・学校等への情報提供
茨城県猟友会鹿嶋支部	・現場の巡回、捕獲活動
(鹿嶋市鳥獸被害対策実施隊)	
茨城県鹿行農林事務所	・指導・助言
振興・環境室畜産振興課	
茨城県鹿行県民センター	・指導・助言
環境・保安課	

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

関係法令に従い、焼却処分又は埋設処分とする。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	取組みなし
ペットフード	取組みなし
皮革	取組みなし

その他	取組みなし
(油脂、骨製品、角製品、動物園	
等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

今後、近隣市町村の状況を踏まえて有効な取組みを検討していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組みなし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	鹿嶋市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
茨城県猟友会鹿嶋支部	捕獲実施、捕獲指導・助言
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理に関する助言
鹿嶋市認定農業者等連絡協議会	農林作物被害に関する情報提供等
JA なめがたしおさい	農林作物被害に関する情報提供等
茨城県鹿行農林事務所	防除対策の指導・助言
鹿嶋市	有害鳥獣に関すること 事務総括

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿行地区鳥獸被害対策協議会	鹿行管内における、目撃・被害状況等の情報
	提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和2年4月に鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊を組織した。令和4年度における 隊員数は35名(猟友会会員30名、一般3名、行政職員2名)。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし